

## 放射線量の測定を行っています

市内における放射線量の状況を把握、監視するために放射線量の測定を定期的に行っています。測定値については、「市報ぎょうだ」や市ホームページ、地域公民館(土・日曜日、祝日を除く)で公表しています。

### 放射線量測定値(参考値)

・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル

| 測定日      | 測定時間 | 天候 | 測定値<br>(マイクロシーベルト) |
|----------|------|----|--------------------|
| 4月19日(休) | 午前9時 | 曇り | 0.06               |
|          | 午後3時 | 曇り | 0.09               |

※市では、放射線量測定器の貸し出しを行っています。事前に予約が必要となりますので、防災安全課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課防災担当(内線282)

## 原発事故による農産物の損害賠償は東京電力㈱へ

原発事故による放射性物質の影響で風評被害を受け、農産物の販売額が減少したなどの損害が生じた場合は、東京電力㈱に対して損害賠償請求することができます。

すでにJAや業界団体などを通じて組織的に請求手続きを進めている方は、個人での請求はできませんので、引き続き組織を通じて手続きを行ってください。

▶問い合わせ 東京電力㈱福島原子力補償相談室  
☎0120-926-404(受付時間午前9時~午後9時)

## 給食食材の測定を開始しました

4月から新規準に基づき、新たな測定器による測定を開始しました。

また、給食で使用する食材の産地および放射性物質の測定結果は、市ホームページや献立表などで公表しています。



### 放射性物質測定結果

| 検査日      | 食材名   | 産地名 | 測定結果 (Bq/kg) |                |                |
|----------|-------|-----|--------------|----------------|----------------|
|          |       |     | 放射性ヨウ素 I-131 | 放射性セシウム Cs-134 | 放射性セシウム Cs-137 |
| 4月12日(休) | ネギ    | 埼玉  | 不検出          | 不検出            | 不検出            |
|          | 大根    | 神奈川 | 不検出          | 不検出            | 不検出            |
|          | 調理用牛乳 | 埼玉  | 不検出          | 不検出            | 不検出            |
| 4月19日(休) | キャベツ  | 埼玉  | 不検出          | 不検出            | 不検出            |
|          | ニラ    | 群馬  | 不検出          | 不検出            | 不検出            |
|          | キュウリ  | 埼玉  | 不検出          | 不検出            | 不検出            |

※測定単位: Bq(ベクレル)/kg(キログラム)

※検出限界: 20Bq/kg(20Bq/kg未満は「不検出」と表示)

▶問い合わせ 学校給食センター☎553-1114

## 市税の納付は納期限内に

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

### 納付を忘れてしまうと・・・

市税は納期限内に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行ったうえで、差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金<sup>(※1)</sup>が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※1 延滞金の率は、法律により年14.6%です。

(ただし、平成24年中は、納期限日の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年4.3%)

### 納税相談はお早めに!

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

### 休日・夜間納税相談窓口の開設

- 休日: 毎週日曜日午前8時30分~正午
- 夜間: 毎週火曜日午後5時15分~7時 ※祝日を除く
- 場所: 税務課収納担当

### 平成24年度市税納期限日一覧

| 市・県民税   | 第1期    | 第2期    | 第3期    | 第4期    |
|---------|--------|--------|--------|--------|
|         | 7月2日   | 8月31日  | 10月31日 | 12月25日 |
| 固定資産税   | 第1期    | 第2期    | 第3期    | 第4期    |
|         | 5月31日  | 7月31日  | 10月1日  | 11月30日 |
| 軽自動車税   | 全期     |        |        |        |
|         | 5月31日  |        |        |        |
| 国民健康保険税 | 第1期    | 第2期    | 第3期    | 第4期    |
|         | 7月31日  | 8月31日  | 10月1日  | 10月31日 |
|         | 第5期    | 第6期    | 第7期    | 第8期    |
|         | 11月30日 | 12月25日 | 1月31日  | 2月28日  |
|         | 第9期    | 4月1日   |        |        |

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

## 市税の納付は 口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをすれば、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▼**申し込み** 市内すべての金融機関で申し込みできます。預金通帳と通帳印を持参し、各金融機関または税務課で手続きをしてください。

▼**問い合わせ** 同課収納担当（内線236・237）

## コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わず納付ができるコンビニ納税。ぜひ、ご利用ください。

### ▼コンビニで納付できない納付書

- ・納期限日を過ぎた納付書
- ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取ることができない納付書
- ・各期別（1枚当たり）の納付額が30万

円を超える納付書

- ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書

※この場合は、金融機関などをご利用ください。

▼**問い合わせ** 税務課収納担当（内線236・237）

## ご存じですか 国民健康保険税の軽減制度

世帯全員の所得を合算した額が一定の金額以下（33万円以下など）の世帯に対して、国民健康保険税を軽減する制度があります。

軽減を判断するためには、所得のない方も含め、世帯全員の所得の申告が必要です。申告されていない方がいる場合、軽減制度が適用されませんのでご注意ください。

▼**注意** 世帯主、特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度へ移行した方）、国保被保険者であって16歳以上の方は、確定申告などで扶養になっている場合でも申告が必要となります。

▼**問い合わせ** 保険年金課国保担当（内線271・272・273）



## ご利用ください 地域活性化活動補助制度

地域の活性化や地域コミュニティの再生につながるような地域の自発的な取り組みに対し、補助金を交付します。元気で魅力あるまちづくりを進めるため、ぜひご利用ください。

### ▶対象事業

市内の特定の地域または市内全域を対象として、地域の活性化、地域コミュニティの再生などにつながる、新たな事業や既存の活動を拡充する事業で、市民の皆さんの自発的な参加によって行われる公益性のある事業とします。今までに、補助対象となった事業としては、「地域イベントにて各種屋台を運営」「市内を巡りながら、街のバリアフリー化をチェックするイベント」「子供たちに昔の遊びを体験してもらおう教室」などがあります。

ただし、次のような事業は補助対象となりません。

- ・市のほかの補助金の交付を受けている事業または補助対象となる事業
- ・ほかの団体を補助する事業
- ・政治、宗教または営利を目的とする事業

### ▶対象者団体

5人以上の構成員を有する民間団体（法人格の有無は問いません）

### ▶補助金額

予算の範囲内において1,000円以上10万円以内

### ▶補助率

補助金交付対象経費の10分の10以内

ただし、補助対象事業であっても、次のような経費は補助金の交付対象となりません。

- ・団体の経常的な運営維持管理費
- ・団体の構成員（会員）に対する人件費、謝礼、交通費
- ・飲食費（事業の実施に当たり、必要と認められるものを除く）
- ・備品購入費（事業の実施に当たり、必要と認められるものを除く）

### ▶申請方法

地域づくり支援課で配布する申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに同課へ持参してください。

### ▶補助金交付団体の決定

行田市地域活性化推進委員会による審査結果に基づき決定し、すべての団体に通知します。



B-1 グランプリでの屋台村

昔遊び体験

▶**問い合わせ** 同課協働推進担当（内線253）